JD仮訳その①　審査プロセス、用語の説明等

　障害者権利条約の締約国は、条約実施状況に関する**「締約国報告」**（State Party’s Report）を国連に提出します。そして国連・障害者権利委員会による審査を受け、**「総括所見」**（Concluding Observations）とよばれる評価と勧告をもらいます。報告の時期は、条約発効後2年以内に初回、その後は4年ごととされています。

初回の審査では、権利委員会は通例、締約国報告を受けた後に締約国に**「事前質問事項」**（List of Issues）を送り、より詳しく知りたい事項などを質問します。これへの締約国の**「回答」**（Reply）を経て、締約国の政府代表と権利委員会の対面による「建設的対話」（ジュネーブの国連欧州本部で）がもたれ、総括所見が作成されます。

**締約国報告→事前質問事項→締約国の回答→建設的対話→総括所見**、という流れです。

このプロセスで、権利委員会に対して市民社会組織なども文書や対面での訴えを行います。これは**「パラレルレポート」**（もう一つの報告、締約国報告とは異なる報告）とよばれ、障害のある人や家族の団体、事業者団体などの関係団体のほか、国内人権機関も提出します。市民社会からの報告がない場合でも国際団体がその国についてのパラレルレポートを出すこともあります。このパラレルレポートはいつでも出すことができますが、権利委員会のサイトでは事前質問事項の前のものと後のものに分けて紹介しています。前者は主に事前質問事項で国に質問してほしい事項を述べ、後者は総括所見で勧告してほしい事項を述べています。

以上は初回審査の主な流れですが、委員会は、締約国の負担を減らすために2回目以降の審査では「簡易報告手続き」を推奨し、多くの国がこれを利用しています。これによると報告予定日の1年前に委員会が事前質問事項を締約国に送り、それへの回答が締約国報告とみなされるので、締約国の文書提出は1回ですみます。

　この手続きでは、**事前質問事項→締約国の回答（締約国報告）→建設的対話→総括所見**という流れとなります。

　JD仮訳の各文書が審査の流れのどこに位置しているか、どのタイミングのパラレルレポートかなどを理解する上でこれらを参考にしてください。